

規制の事後評価書

法令の名称：環境影響評価法の一部を改正する法律
規制の名称：方法書段階における説明会の義務付け
規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止
担当部局：環境省大臣官房環境影響評価課
評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・方法書は、環境影響評価法制定当初においては、準備書に比べて内容が簡易で分量も多くないと見込まれていたこと等から、これまでは、方法書段階での説明会の開催は義務づけられていなかった。
- ・一方、法施行後の運用実態を見ると、方法書のページ数は増加傾向にあり、また、環境や土木等に関する専門用語が多用されており、閲覧しても理解が困難なものとなっていた。
- ・こうした状況を踏まえ、環境影響評価法第7条の2において、方法書の記載事項について周知させるための説明会の開催を法律により一律に義務づけた。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

- おおむね想定どおり
想定を下回るが、対応の変更は不要
想定を下回り、対応の変更が必要
想定を設定していないが、対応の変更は不要
想定を設定していないが、対応の変更が必要

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

- おおむね想定どおり
想定を上回るが、対応の変更は不要
想定を上回り、対応の変更が必要
想定を設定していないが、対応の変更は不要
想定を設定していないが、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

- おおむね想定どおり
想定を上回るが、対応の変更は不要
想定を上回り、対応の変更が必要
想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

- ・環境や土木等に関する専門用語が多用され、閲覧しても理解が困難な場合がある方法書について、手続段階における説明会の開催が義務づけられたことにより、導入時に見込んだとおり、記載事項の適切な周知のほか、地域との適切なコミュニケーションが促進されている。
- ・なお、本規制開始後の平成 24 年度から令和 6 年度までに縦覧された方法書の件数は 452 件である。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

- ・事業によって必要となる環境影響評価が大きく異なること及び事業によって説明会を複数回に分けて実施する場合もあることから、事業者により説明会の開催に伴う費用が大幅に異なると考えられるため、定量的分析に基づく費用を一概に評価することは困難であるが、既に課されていた準備書の説明会と同様の手法により実施することができる。

■ 行政費用

- ・導入時に見込んだとおり、事業者から開催に係る相談を受ける等の事務は発生したが、平均すれば年間数件程度である。
- ・なお、本規制開始後の平成 24 年度から令和 6 年度までに確認できている相談件数は 8 件である。相談への対応に担当者が作業に要する時間を 1 時間/件、単価を 2,676 円（平均給与月額：414,801 円（令和 6 年国家公務員給与等実態調査の結果）÷155 時間（月間総労働時間：7 時間 45 分/日、1 ヶ月で 20 日勤務））とすると、2,676 円/件となる。

■ その他の負担

- ・特になし

3 考察

- ・方法書手続段階における説明会の開催の義務づけにより、記載事項の適切な周知のほか、地域との適切なコミュニケーションの促進が図られており、事業に関して環境の保全の見地からの意見を有する者からの有益な環境情報の提供につながっている。実施に伴う負担は過大なものではないため、事業者における有益な環境情報の取得という観点から、本制度は継続することが妥当である。